

情報公開・個人情報保護審議会の運営について（案）

○ 審議会の開催について

諮問事項の有無に応じて、年2～3回程度開催する。

○ 審議会への諮問及び報告について

審議会へ諮問する事項及び報告する事項は、別紙「神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の審議等事項について」に記載のとおりとする。

○ 審議会の公開について

審議は原則として公開とする。

議事録及び資料は、県ホームページで公表する。議事録の調製は、別紙「神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の審議等事項について」に記載の方法による。

○ 審議会の部会について

審議会規則第6条の規定に基づき、必要に応じて部会を設置するものとし、部会の運営その他部会に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

※ 現在、部会は設置していません。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の審議事項等について

公開条例：神奈川県情報公開条例
 個情法：個人情報の保護に関する法律
 施行条例：個人情報の保護に関する法律施行条例
 番号利用法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
 住基法：住民基本台帳法

1 情報公開条例に係る審議等事項

(1) 諮問案件 **必須**

	諮問事項	根拠	審議会の関与
1	情報公開制度の改善に関する施策	公開条例 30 条 2 項	実施機関は、情報公開制度の改善に関する重要な施策の立案及び実施に当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

2 個人情報保護法に係る審議等事項

(1) 諮問案件 **任意**

	諮問事項	根拠	審議会の関与
1	個人の権利利益の侵害を防ぐために必要な措置を講ずる場合	個情法 129 条 施行条例 14 条 1 号	県の機関は、個人情報の取扱いに当たり個人の権利利益の侵害を防ぐために必要な措置を講ずる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。
2	個人情報の取扱いに関する苦情の処理に当たり必要な措置を講ずる場合	個情法 129 条 施行条例 14 条 2 号	県の機関は、個人情報の取扱いに関する苦情の処理に当たり必要な措置を講ずる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。
3	個人情報の保護に関する制度の改善についての施策の立案及び実施に当たり必要な措置を講ずる場合	個情法 129 条 施行条例 14 条 3 号	県の機関は、個人情報の保護に関する制度の改善についての施策の立案及び実施に当たり必要な措置を講ずる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(2) 報告案件

ア 個人情報ファイル簿の作成等 **任意** (例年報告している案件)

	報告事項	根拠	審議会の関与
1	個人情報ファイル簿の作成等	※ 1	情報公開広聴課長は、作成及び公表等を行った個人情報ファイル簿について、審議会に報告するものとする。

2	個人情報事務登録簿の作成等	※1	情報公開広聴課長は、作成及び公表等を行った個人情報事務登録簿について、審議会に報告するものとする。
---	---------------	----	---

※1 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿事務処理要領

イ その他 **任意**（例年報告している案件）

- ・ 情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況に係る報告
- ・ 学校と警察の情報連携制度の運用状況に係る報告 等

3 特定個人情報保護評価に係る審議等事項

(1) 諮問案件

全項目評価書に係る案件 **必須**

	諮問事項	根拠	審議会の関与
1	全項目評価書	※2	全項目評価書を作成する番号利用所属の長は、評価書の案について審議会の意見を聴くものとする。重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(2) 報告案件 **必須**

ア 全項目評価書、重点項目評価書及び基礎項目評価書に係る案件

	報告事項	根拠	審議会の関与
1	全項目評価書	※2	5年毎の再評価において、従前も全項目評価書を作成しており、かつ、重要な変更に対応する相違点がない場合には、番号利用所属の長は県民意見聴取後の全項目評価書について審議会に報告し、同審議会の意見を聴くものとする。
2	重点項目評価書	※2	重点項目評価書を作成する番号利用所属の長は、評価書の案について審議会に報告し、意見を聴くものとする。重要な変更を加えようとするときも同様とする。
3	重点項目評価書	※2	5年毎の再評価において、従前も重点項目評価書を作成しており、かつ、重要な変更に対応する相違点がない場合には、情報公開広聴課長が重点項目評価書について審議会に報告するものとする。
4	基礎項目評価書	※2	情報公開広聴課長は、基礎項目評価書について審議会に報告するものとする。

※2 番号利用法 28 条、特定個人情報保護評価に関する規則第 7 条、神奈川県特定個人情報保護評価実施要綱

イ その他 **任意**（例年報告している件）

- ・ 特定個人情報保護評価の実施状況等について 等

4 住民基本台帳法で定める本人確認情報の保護に関する審議等事項（市町村課所管）

(1) 諮問案件 **必須**

	諮問事項	根拠	審議会の関与
1	違反行為に対する中止等の勧告	住基法 30 条の 40 2 項	契約条件としての住民票コードの告知要求禁止規定違反、及び住民票コードのデータベース構成禁止規定違反に係る違反者に対し、法 30 条の 38 第 4 項の規定に基づく「中止等の勧告」を行う場合にあらかじめ審議会の意見を聴く。
2	違反行為に対する中止命令	住基法 30 条の 38 5 項	契約条件としての住民票コードの告知要求禁止規定違反、及び住民票コードのデータベース構成禁止規定違反に対する「中止等の勧告」に従わない者に対し、「中止命令」を行う場合にあらかじめ審議会の意見を聴く。
3	本人確認情報利用・提供条例に規定する事務	住基法 30 条の 40 2 項	住民基本台帳法施行条例に新たな事務を規定する場合、当該事務が基準に合致するか、あらかじめ審議会の意見を聴く。

(2) 報告案件 **任意**（例年報告している案件）

	報告事項	根拠	審議会の関与
1	セキュリティ対策	—	住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について審議会に報告する。
2	本人確認情報利用・提供状況	—	知事の本人確認情報の利用及び提供の状況について報告する。
3	苦情処理	—	本人確認情報処理事務に関する苦情の処理に関し、苦情処理体制のあり方や具体的な問題の処理、県の対応すべき改善策等について審議会に報告する。

◎ 審議の公開及び議事録について

審議会の審議は原則公開です。また、議事録は、発言者氏名と発言内容を記載したものを県のホームページで公開します（事前に各委員に確認いただきます）。ただし、審議等の内容に公開条例第 5 条第 1 号（個人に関する情報）、第 2 号（法人等に関する情報）、第 3 号（審議等に関する情報）または第 4 号（事務等に関する情報）等の非公開情報に該当する内容が含まれている場合は、当該案件に関する審議等のみ非公開となります（審議会の開催時に、事務局から審議会の公開・非公開について報告し、非公開案件がある場合は会長が審議会に諮った上で決定します）。

なお、非公開審議の議事録は、発言者氏名を省略するとともに、発言内容を要約したものを公開します。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則

平成22年 3 月30日

規則第22号

改正 平成25年 3 月29日規則第42号

改正 平成26年10月21日規則第101号

改正 平成28年 3 月29日規則第20号

改正 平成29年 5 月26日規則第70号

改正 平成30年 3 月30日規則第23号

改正 令和 5 年 3 月17日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年神奈川県条例第63号）の定めるところにより実施機関又は県の機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価につき県の機関又は県が設立した地方独立行政法人の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、県民並びに情報の公開及び個人情報の保護に関する制度並びに地方自治に関し学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、「出席委員」とあるのは「出席した部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第7条 専門的事項について調査審議する必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門的事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門的事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 専門委員は、審議会又は部会の会議において議決に加わることができない。

(委員でない者の出席)

第8条 審議会又は部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、県職員その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策局政策部情報公開広聴課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(神奈川県情報公開運営審議会規則及び神奈川県個人情報保護審議会規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 神奈川県情報公開運営審議会規則(昭和58年神奈川県規則第11号)

(2) 神奈川県個人情報保護審議会規則(平成2年神奈川県規則第24号)

附 則(平成25年3月29日規則第42号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月21日規則第101号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日規則第20号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年5月26日規則第70号)

この規則は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第23号抄）

（施行期日）

- 1 この規則中第1条及び次項から附則第37項までの規定は平成30年4月1日から（中略）施行する。

附 則（令和5年3月17日規則第22号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。